



2026年4月14日

各位

会社名 株式会社ユカリア
代表者名 代表取締役社長 三沢 英生
(コード番号：286A 東証グロース市場)
問合せ先 執行役員 IR室長 小川 一誠
(TEL. 03-5501-2271)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年4月14日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年5月13日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 13,000株
(3) 処分価額	1株につき 884円
(4) 処分価額の総額	11,492,000円
(5) 割当予定先	当社の取締役 1名 7,300株 当社の執行役員 3名 5,700株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。以下「対象取締役」という。）に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の対象取締役に対する新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。また、2026年3月26日開催の第21回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」という。）として、既存の金銭報酬枠の範囲内で、対象取締役に対して、年額30百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は年34,000株以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

また、当社は本日開催の取締役会において、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、

当社の取締役に加え執行役員（以下「対象執行役員」といい、対象取締役と総称して「割当対象者」という。）に対しても本制度を導入することを決議いたしました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

割当対象者は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける割当対象者に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①割当対象者は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各割当対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計 11,492,000 円（以下「本金銭報酬債権」という。）、普通株式 13,000 株を付与することといたしました。

本自己株式処分において、当社と割当対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 本割当契約の主な概要

(1) 取締役

① 譲渡制限期間

対象取締役は、本処分期日から最初に到来する定時株主総会の終結の時又は本処分期日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（本処分期日が当社の事業年度開始後 6 ヶ月以内の日である場合には当社の半期報告書）が提出される日のいずれか遅い日までの期間において、本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

② 譲渡制限の解除条件

譲渡制限期間において継続して取締役の地位にあったことを条件として、取締役の地位から退任した直後の時点をもって、その時点において対象取締役が保有する本株式の全部について本譲渡制限を解除する。

③ 譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了又は定年退職、死亡又は正当な理由により退任した場合の取扱い

本譲渡制限期間の満了前に、取締役会が認める正当な理由（療養・親族の介護又は養育等）により取締役の地位から退任した場合、又は死亡により退任した場合には、本処分期日の直前の当社の定時株主総会を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を 12 で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨て

る。)の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

④ 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記③で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

⑤ 株式の管理

本株式は、本譲渡制限の実効性を確保するため、本譲渡制限期間中は対象取締役が岡三証券株式会社（以下「本株式管理者」という。）に開設した専用口座で管理されるものとする。当社は本株式管理者との間において別途本株式の管理に関する事務委託契約をし、対象取締役は、当該契約の内容につき同意をするものとする。

⑥ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本処分期日の直前の当社の定時株主総会を含む月の翌月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数に、当該承認の日において保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

(2) 執行役員

① 譲渡制限期間

対象執行役員は、本処分期日から執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任し又は退職する日又は本処分期日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（本処分期日が当社の事業年度開始後6ヵ月以内の日である場合には当社の半期報告書）が提出される日のいずれか遅い日までの期間において、本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

② 譲渡制限の解除条件

本処分期日から3年間（以下「本役務提供期間」という。）継続して執行役員又は使用人のいずれかの地位（以下、総称して「対象地位」という。なお、対象執行役員が本役務提供期間中に対象地位間で異動した場合であっても、いずれかの対象地位に継続して就いている限り、当該継続性は中断しないものとする。）にあったことを条件として、対象地位から完全に退任し又は退職した直後の時点をもって、その時点において対象執行役員が保有する本株式の全部について本譲渡制限を解除する。

③ 譲渡制限期間中に、対象執行役員が任期満了又は定年退職、死亡又は正当な理由により退任・退職した場合の取扱い

本役務提供期間の満了前に、取締役会が認める正当な理由（療養・親族の介護又は養育・任期の満了（執行役員の場合）・定年（使用人の場合）等）により退任し又は退職した場合、又は死亡により退任し又は退職した場合には、本処分期日を含む月から対象執行役員が退任し又は退職した日を含む月までの月数を36で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、当該退任・退職の

直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

④ 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記③で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

⑤ 株式の管理

本株式は、本譲渡制限の実効性を確保するため、本譲渡制限期間中は対象執行役員が本株式管理者に開設した専用口座で管理されるものとする。当社は本株式管理者との間において別途本株式の管理に関する事務委託契約をし、対象執行役員は、当該契約の内容につき同意をするものとする。

⑥ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本処分期日を含む月から対象執行役員が退任し又は退職をした日を含む月までの月数を36で除した数に、当該承認の日において保有する本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当対象者に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第22期事業年度の譲渡制限付株式報酬又は執行役員に対するインセンティブ報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年4月13日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場における当社の普通株式の終値である884円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上